

大崎町土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部が改正されました!!

大崎町では自然災害により、農地や農業用施設が被災した場合、40万円以上の被害額において国と町の補助で災害復旧事業を行っていますが、今回の改正で**40万円未満の被害額においても災害復旧事業が申請できるようになりました。**
 自然災害により農地(田・畑)等が被害を受けた方(所有者)は大崎町役場耕地課へご連絡ください。



がけ崩れ等による土砂や倒木の流入



がけ崩れ等による土砂の流出

自然災害により農地(田・畑)が災害を受けたらどうしたらいいの？

■被害があった場合は、大崎町役場耕地課もしくは野方支所で「災害復旧申請書」に必要事項を記入のうえ押印をして早急に提出してください。

(災害申請受付期間は、概ね災害発生後2週間を目安にしています。)

■災害が発生した日から早急に国へ被害の報告をしなければなりません。報告が遅れると復旧ができなくなる場合があります。

■国の補助事業として認められる被害額は**40万円以上が対象**となります。

■町の補助事業は被害額が**13万円以上40万円未満が対象**となります。

■梅雨期や台風後は農地(田や畑)の点検に努めましょう。

※災害復旧事業による農家等の負担金は以下のとおりとなります。

事業	工種	被害額	負担率	負担金例
災害復旧事業 (国の補助事業)	用水施設	40万以上	補助率を控除した額の 10%	被害額が100万円で、補助率が90%の場合 100万円 × (100% - 90%) × 10% = 1万円
	農地	40万以上	補助率を控除した額の 30%	被害額が100万円で、補助率が80%の場合 100万円 × (100% - 80%) × 30% = 6万円
小災害復旧事業 (町の補助事業)	用水施設	13万以上 40万未満	被害額の 10%	被害額が30万円の場合 30万円 × 10% = 3万円
	農地	13万以上 40万未満	被害額の 30%	被害額が30万円の場合 30万円 × 30% = 9万円

【問合せ先】大崎町役場 耕地課 整備係 TEL099-476-1111(内線552, 555)